

三豊市農業委員会 3 月定例総会議事録

令和 7 年 3 月 2 1 日午後 1 時 3 0 分より、三豊市農業委員会 3 月定例総会を三豊市危機管理センター 3 0 1 ・ 3 0 2 会議室において開催した。

1. 出席者、欠席者の状況

出席者 2 4 名(農業委員 2 4 名)

【農業委員】

(出席○・欠席ー)

1 番	堀江 博	○	2 番	岡根 讓	○	3 番	石井 徳和	○
4 番	笠原 孝弘	○	5 番	奈尾 正敏	○	6 番	近藤 和雄	○
7 番	香川 政雄	○	8 番	秋山 正伸	○	9 番	大橋 正幸	○
1 0 番	糸川 正	○	1 1 番	三宅 幸一	○	1 2 番	前谷 晃年	○
1 3 番	丸岡 祐二	○	1 4 番	安藤 弘	○	1 5 番	長堀 和行	○
1 6 番	藤川 剛	○	1 7 番	菅 充司	○	1 8 番	石原 剛	○
1 9 番	組橋 進	○	2 0 番	河田 進	○	2 1 番	岡崎 和朗	○
2 2 番	宮崎 和代	○	2 3 番	吉田 由紀	○	2 4 番	山岡 正士	○

2. 署名委員

1 8 番 石原 剛
2 4 番 山岡 正士

3. 傍聴人

1 4 名

4. 事務局の出席者

事務局 長 片桐 伸尚
事務局 次長 藤原 卓司
主 任 菅原 雅慶
主 任 糸川 剛史

5. 書 記

副 主 任 安藤 かほる

6. 議 題

議案第 1 号 三豊市農地利用最適化推進委員の委嘱について
議案第 2 号 使用貸借にかかる農地返還通知の件について(報告)
議案第 3 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の件について(報告)
議案第 4 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の件について
議案第 5 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の件について
議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の件について
議案第 7 号 非農地通知の件について
議案第 8 号 農用地利用集積等促進計画の件について
その他の件について

7. 開会 【午後 1時30分】

事務局長 それでは、ただ今より開会いたします。三豊市農業委員会3月定例総会の開会にあたりまして、堀江会長よりご挨拶を申し上げます。

会長 皆様、こんにちは。昨日までは寒い日が続いておりましたが、今日からやっと春の気候になってきたと感じています。年度末押し迫ってまいりましたけれども、本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。振り返りますと、我々が委員に就任して3年になりますけれども、農業委員会、また農地を取り巻く環境が大きく変わったように見受けられます。農業従事者の高齢化、後継者不足の相談はもちろん、この1年くらいで、貸している農地が返されたので管理してくれる人はいないか、農地を処分したいのもらってほしいといった相談が増えました。委員の皆さんも、こういった相談をされるが多かったのではないかと思います。次期委員として残られる方、今期で退任される方、3年間共に活動した仲間として、今後とも農地に関するお世話をお願いできたらと思います。また、本日は次期農業委員として就任予定の方も見えられております。来月以降、どうぞよろしく願いいたします。本日の議案は多くありませんが、委員説明が多くありますので、新しく就任される委員さんも農業委員の仕事について勉強していただければと思います。本日はどうぞよろしく願いいたします。

事務局長 ありがとうございます。本年度末をもって任期満了を迎える第7期農業委員の皆様、山下 昭史 市長からご挨拶申し上げます。

市長 皆様、こんにちは。本日は三豊市農業委員会定例総会ということで、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。まず、第7期三豊市農業委員会委員の皆様方におかれましては、農業政策に対するご支援、ご協力を賜り、この場をお借りして改めてお礼申し上げます。また、第8期農業委員に就任予定の皆様方、今後3年間、どうぞよろしく願いいたします。先ほど会長からお話がありましたけれども、農業を取り巻く環境は本当に厳しいものがあります。とはいえ、農業は三豊市の基幹産業でありますので、市としても今後様々な取り組みを進めてまいりたいと思っております。一方で、米価格の高騰で世間は大騒ぎになっておりますが、これが一般的な値段であり、今までが安すぎたとも言われています。米を生産するまでの過程について、何も言及されることがないというのが悲しいところです。そういった影響もあり、耕作放棄地等の問題も発生しております。産業として利益を出せる事業であることが前提でないと、農業をやりたいという方も増えません。耕作放棄地を何とかするというよりは、経済ベースで利益を出せる構造づくりが重要になってくると思っております。そのような状況の中でも、法令必須業務として担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進活動があげられております。こちらは皆様にご尽力いただかなくてはなりません、我々も一緒になって取り組んでいかなければならないと思っておりますし、食糧自給率に大きな影響を及ぼします。三豊市としても、食糧自給率を指標としてあげなくてはいけないと思っております。今後皆様をお願いすることは多々あるかと思っておりますので、引き続き、よろしく願いいたします。

事務局長 ありがとうございます。市長はこの後公務のため退席いたします。それでは次にうつります。ただいまの出席農業委員は24名で、定足数に達しており、会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。なお、恐れ入りますが、携帯電話をお持ちの方は、会議中は電源を切るかマナーモードに設定していただきますようお願いいたします。

それでは、総会会議規則第6条の規定によりまして、本会議の議長を堀江会長をお願いいたします。

議長 ただ今から、三豊市農業委員会3月定例総会を開会いたします。最初に本総会会議規則に従いまして、私から議事録署名人を指名させていただきます。それでは議席番号18番 石原 剛 委員、議席番号24番 山岡正士委員のご両名をお願いいたします。

本日の議題につきましては、事前に送付させていただいております議案書のとおりです。それでは、これより議事に入ります。1ページを開いてください。議案第1号「三豊市農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「三豊市農地利用最適化推進委員の委嘱について」を説明いたします。

〔 議案第1号を朗読 〕

以上68名について、「農業委員会等に関する法律」第17条第1項の規定に基づき農業委員会の承認を求めるものです。

議長 ただ今の議案第1号の報告に対しまして、みなさん方から何かご意見、ご質問ございませんか。

一同 〔 なしの声あり 〕

議長 ないようですので、議案第1号「三豊市農地利用最適化推進委員の委嘱について」は異議なしと認め、68名に委嘱を承認することとします。

次に進みます。3ページを開いてください。議案第2号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第2号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を報告いたします。

〔 議案第2号 番号1号から番号17号を朗読 〕

以上17件、当農業委員会に対しまして、使用貸借権の解約が双方合意の上、成立された旨、通知がありましたのでご報告申し上げます。

議長 ただ今の議案第2号の報告に対しまして、みなさん方から何かご意見、ご質問ございませんか。

一同 〔 なしの声あり 〕

議 長 ないようですので、議案第2号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」の番号1号から番号17号の17件の報告事項は、異議なしと認めます。次に進ませていただきます。10ページを開いてください。議案第3号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第3号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を報告いたします。

〔 議案第3号 番号1号から番号3号を朗読 〕

以上3件、農地法第18条第6項の規定によりまして、当農業委員会に対して、賃貸借権の合意解約がなされた旨、通知がありましたのでご報告を申し上げます。

議 長 ただいまの議案第3号の報告に関する質疑をお受けします。みなさん、いかがでしょうか。

一 同 〔 なしの声あり 〕

議 長 ないようですので、議案第3号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」の番号1号から番号3号の3件の報告事項は、異議なしと認めます。次に進ませていただきます。11ページを開いてください。議案第4号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。なお番号7号については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事参与の制限に該当する案件となりますので、関係する委員の退席をお願いし、この案件を先に審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

一 同 〔 異議なしの声あり 〕

議 長 異議なしと認めます。それでは、関係する委員の退席を求めます。

〔 関係委員退席 〕

議 長 議案第4号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号7号について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第4号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」番号7号の説明をさせていただきます。

〔 議案第4号 番号7号を朗読 〕

以上1件につきましては、農地の権利移動の不許可条項であります、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまのでご提案申し上げます。ご審議の程、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

10 番 番号7号について説明します。譲渡人と譲受人は親戚です。申請地は譲渡人の居住地から遠く管理が困難であるため、譲受人に相談をしたところ今回の申請となりました。譲受人はすでに申請地を管理しており、水稻を作付けしております。一方の申請地では今後整地し、野菜や果樹を栽培する予定です。水利関係や周辺農地の影響もなく、問題ないと思われま。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。

一 同 〔 なしの声あり 〕

議 長 ないようですので、議案第4号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号7号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 〔 異議なしの声あり 〕

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号7号の1件は、適当と認めます。ここで関係する委員の入室を許可します。

〔 関係委員入室 〕

議 長 審議を続けます。議案第4号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」番号1号から番号6号、番号8号から番号18号について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第4号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」番号1号から番号6号、番号8号から番号18号について、説明をさせていただきます。

〔 議案第4号 番号1号から番号6号、番号8号から番号18号を朗読 〕

以上17件につきましては、農地の権利移動の不許可条項であります、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまのでご提案申し上げます。ご審議の程、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

4 番 番号1号について説明します。譲渡人は市外在住であり、こちらに帰ってくる予定もないことから、先般申請地近くに住宅を購入した譲受人に売却するための申請です。現地を確認したところ作付けはされていませんが、耕作には問題なく、今後家庭菜園として使用する予定です。周辺農地への影響もなく問題ありませんので、ご審議よろしくお願ひいたします。

6 番 番号2号について説明します。譲渡人と譲受人は知り合いです。申請地は家庭菜園にする予定で、周辺農地への影響もなく問題ありません。番号3号について説明します。申請地は地元住民が管理していました

が、今後は譲受人が果樹を栽培する予定です。周辺農地に影響もなく問題ないと思われます。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

3 番 番号4号について説明します。譲渡人は高齢で農地の管理が難しくなり、農地の売却先を探していたところ、仲介業者から譲受人を紹介され、今回の申請となりました。譲受人は野菜専業農家で、申請地ではタマネギを栽培する予定と聞いております。水利、周辺農地への影響もなく問題ないと思われます。ご審議よろしくお願ひいたします。

8 番 番号5号、番号6号については、譲受人が同じ方なので一括して説明します。申請地は隣接しており、譲受人から譲渡人二人へ売買の相談をしたところ、今回の申請となりました。申請地では果樹や野菜を作付けする予定です。水利、周辺農地への影響もなく問題ないと思われます。ご審議よろしくお願ひいたします。

13 番 番号8号について説明します。申請地は進入路が非常に狭く、軽トラがぎりぎり通るくらいの幅で、旋回する場所もないことから、耕作に不便な場所にあります。そこで、申請地の隣接地を耕作している譲受人に相談をしたところ、今回の売買が成立しました。隣接地ではキャベツを栽培しており、申請地でも同様に野菜を栽培する予定です。現在は適切に管理されており、耕作に問題はありません。周辺農地の影響もなく問題ありませんので、ご審議よろしくお願ひいたします。

14 番 番号9号について説明します。申請地は、以前から譲受人が借りてブロッコリーを栽培しております。譲受人は専業農家で、小麦、ブロッコリーを栽培しておりますが、将来は水稻も栽培したいとのことです。現地ではブロッコリーが栽培されており、適切に管理しております。

番号10号について説明します。譲渡人と譲受人は親戚です。下限面積要件が撤廃されたことにより今回農地を取得するものですが、譲受人は農業経験もありますので、今後は自家用野菜を栽培する予定です。現地を確認したところ、耕運が行われ適切に管理されております。

以上、周辺農地の影響もなく問題ありませんので、ご審議よろしくお願ひいたします。

15 番 番号11号について説明します。譲渡人は市外在住で、非農家です。申請地は、以前から譲受人への売却が検討されており、下限面積要件の撤廃があったことから今回申請を行うものです。申請地では、今後野菜を栽培する予定です。

番号12号について説明します。譲渡人は今まで主に水稻を作付けしてきましたが、高齢となり管理が困難となっていました。譲受人は法人であり、近年申請地周辺で農地を取得し、コーヒーを栽培しております。今回経営規模拡大のため譲渡人に売買の相談をしたところ、今回の申請となりました。現地を確認したところ、稲作の後で耕起されており、適切に管理ができております。譲受人は、今後申請地でレモンの栽培をする予定です。

以上、水利組合にも了承を得ており、周辺農地への影響もなく問題ありません。ご審議よろしくお願ひいたします。

18 番 番号13号について説明します。譲渡人は申請地を相続しましたが、県

外在住のため農地の管理が困難である状況でした。そこで、申請地を長く借りていた譲受人と話がまとまり、今回の申請となりました。

番号14号について説明します。こちら先ほどの案件と同様、譲渡人が市外在住のため農地の管理が困難であることから、申請地を借りていた譲受人に今回譲渡するものです。

以上、申請地は譲受人によりずっと作付けされてきたものですので、問題ないと思われます。ご審議よろしくお願ひいたします

17 番 番号15号について説明します。譲渡人2名と譲受人は、それぞれ同じ自治会、親族です。申請地は、譲受人宅の東側と西側に位置しています。譲受人は3年前に県外からこちらへ戻り、譲渡人と話し合い申請地を購入することとなったものです。申請地ではサクランボ、梨、スモモの木が植えられ、適切に管理されております。

番号16号について説明します。譲受人は譲渡人から宅地を購入しており、今回申請地も購入するものです。現地を確認したところ、申請地ではタマネギが栽培されております。

周辺農地への影響もなく問題ないと思われますので、ご審議よろしくお願ひいたします。

1 番 番号17号について説明します。譲渡人と譲受人は知人です。譲渡人は親から農地を相続しましたが、市外在住のため近隣の方に管理を依頼していました。しかし、今後こちらに戻る予定もないことから、申請地の譲渡について譲受人に相談したところ、今回の申請となりました。譲受人は本業の傍ら農業を行っていますが、他の所有農地も適切に管理しております。

番号18号について説明します。譲渡人と譲受人は親戚です。申請地は、譲受人が借り受けて家庭菜園として使用しておりましたが、今回譲り受けて管理を行うものです。

以上周辺農地への影響もなく問題ないと思われます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようですので、議案第4号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号6号、番号8号から番号18号について、お諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号6号、番号8号から番号18号の17件は、許可することと決定いたします。次に進ませていただきます。15ページをお開きください。議案第5号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第5号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」

の説明をさせていただきます。

〔 議案第4号 番号1号を朗読 〕

なお農地区分につきましては、すべて第2種農地です。以上1件につきましては、営農条件および市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性および周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われまますので、ご提案申し上げます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。委員説明はありませんので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。

一 同 〔 なしの声あり 〕

議 長 ないようですので、議案第5号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号をお諮りいたします。ご異議ございませんか。

一 同 〔 異議なしの声あり 〕

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第5号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号の1件は、適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。16ページをお開きください。議案第6号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。なお番号1号については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事参与の制限に該当する案件となりますので、関係する委員の退席をお願いし、この案件を先に審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

一 同 〔 異議なしの声あり 〕

議 長 異議なしと認めます。それでは、関係する委員の退席を求めます。

〔 関係委員退席 〕

議 長 議案第6号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第6号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」番号1号の説明をさせていただきます。

〔 議案第6号 番号1号を朗読 〕

なお農地区分につきましては、第2種農地です。以上1件につきましては、営農条件および市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性および周辺農地への被害防除措置から判断する、一般基準に適合していると思われまますので、ご提案申し上げます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

3 番 番号1号について説明します。譲受人は歯医者を経営しており、その近くで父親も内科医院を経営しております。ふたつの医院の共同駐車場が手狭になったため、不動産会社を通じて駐車場の候補地を探していたところ、今回所有権移転の話がまとまったものです。周辺農地の影響もなく問題ありません。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 ありがとうございます。担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。

一 同 〔 なしの声あり 〕

議 長 ないようですので、議案第6号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 〔 異議なしの声あり 〕

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第6号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号の1件は、適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。ここで関係する委員の入室を許可します。

〔 関係委員入室 〕

議 長 審議を続けます。議案第6号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」番号2号から番号5号について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第6号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」番号2号から番号5号の5件につきまして、ご説明いたします。

〔 議案第6号 番号2号から番号5号を朗読 〕

なお農地区分につきましては、すべて第2種農地です。以上4件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われまますのでご提案申し上げます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。引き続き備考欄に委員説明がある案件について、担当委員さんから順次説明をお願いします。

3 番 番号2号について説明します。譲渡人は高齢となり、3年ほど前から農地の処分を検討していたところ、今回譲受人と話がまとまったものです。譲受人は不動産会社と建築会社を経営しており、申請地は資材置場として使用する予定です。辺農地等の影響もなく問題ないと思われまますので、ご審議よろしくお願いたします。

9 番 番号4号について説明します。譲渡人と譲受人は同じ自治会です。譲受人は自宅で犬を同伴できる喫茶店とドッグランを経営しており、今後ドッグランを拡張するため譲受人に相談したところ、今回話がまとまったものです。周辺農地や地元水利の同意も得ており、問題ないと思われま
す。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。担当委員さんからの説明が終わりましたので、
これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようですので、議案第6号「農地法第5条第1項の規定による許可
申請の件について」の番号2号から番号5号をお諮りいたします。ご異議
ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって議案第6号「農地法第5条第1項の規定に
よる許可申請の件について」の番号2号から番号5号の4件については、
適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進
ませていただきます。18ページをお開きください。議案第7号「非農地
通知の件について」事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第7号「非農地通知の件について」を説明いたします。

[議案第7号 番号1号から番号22号を朗読]

よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、これより担当委員からの説明をお願
いします。

6 番 番号1号について説明します。現地を確認したところ、20年くらい前
は耕作されていたような形跡がありますが、山林化している状態です。非
農地通知が妥当と判断されますので、ご審議のほどよろしく願いいたし
ます。

3 番 番号2号について説明します。現地を確認したところ雑木林となっ
ており、非農地として判断して問題ないと思われま
す。ご審議のほどよろしく
お願いいたします。

9 番 番号3号から番号7号につきましては、申請地が近隣にありますので一
括して説明いたします。いずれも大木が生え進入路もなく、耕作できる状
態ではありませんでした。非農地通知が妥当と判断されますので、ご審議
のほどよろしく願いいたします。

14 番 番号8号について説明します。現地を確認したところ大木が茂り、農地
に復旧するのは困難と思われま
す。非農地通知が妥当と判断されますので、

ご審議のほどよろしく願いいたします。

18 番 番号9号について説明します。申請地はかつてミカン畑であったよう
ですが、現地は雑木が茂り、山林化しております。非農地通知が妥当と判断
されますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

17 番 番号10号について説明します。申請地は急斜面に位置しており進入路
が分からない状態です。所有者は遠方に住んでおり、長期間耕作を放棄し
たため自然荒廃し、山林化したものと思われま
す。農地として復旧する見
込みはありませんので、非農地通知が妥当と判断されます。ご審議よろし
くお願いいたします。

19 番 番号11号について説明します。現地を確認したところ雑木林となっ
ており山林化が進んでおりますので、非農地通知が妥当と判断されます。ご
審議よろしくお願いいたします。

20 番 番号12号から番号15号は同じ地区にありますので、一括して説明し
たいと思います。現地を確認したところ、一帯に木が生い茂り、農地とし
ての復旧は困難と思われま
す。非農地通知が妥当と判断されますので、ご
審議よろしくお願いいたします。

21 番 番号16号について説明します。申請地の周辺一帯は山林化しており、
農地として復旧する見込みはありません。
番号17号について説明します。申請地は、進入するのが難しいほど山
林化しており、こちらも農地として復旧する見込みはありません。
番号18号について説明します。現地は大木が茂り、進入するのがやっ
との状態です。
番号19号について説明します。こちらについては山林化が進み、進入
路が消失している状態です。
番号20号について説明します。こちらも地域一帯が山林となっており、
木が道をふさいでしまっ
ています。
番号21号、番号22号は隣接しておりますので一括して説明します。
昔はタケノコがとれていたようですが、今は竹が生えて入れない状態にな
っています。
以上、非農地通知が妥当と判断されますので、ご審議のほどよろしくお
願いいたします。

議 長 担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
何かご質問はございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようですので、議案第7号「非農地通知の件について」お諮りをい
たします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって議案第7号「非農地通知の件について」番
号1号から番号22号の22件につきましては対象地を農地法第2条第

1項に規定する農地に該当しないと判断し、非農地通知等を関係者に送付することとさせていただきます。次に進ませていただきます。別紙の議案書をご覧ください。議案第8号「農用地利用集積等促進計画の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第8号「農用地利用集積等促進計画の件について」を説明いたします。令和7年4月から始まる農地の貸借は香川県農地機構を介した貸借に一本化されております。本件につきましては、令和7年5月から始まる農地の貸借について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、公益財団法人香川県農地機構から、農業委員会に対して意見聴取があり、そちらに対し農業委員会が意見回答をすることとなっております。耕作者の転貸件数は176筆、合計面積は20.1ヘクタールです。本件につきましては、農地機構に意見回答を行った後、香川県による公告を経て令和7年5月1日から貸借開始となります。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質問はございませんか。

一同

[なしの声あり]

議長

ないようですので、議案第8号「農用地利用集積等促進計画の件について」お諮りします。ご異議ございませんか。

一同

[異議なしの声あり]

議長

異議なしと認めます。よって、議案第8号「農用地利用集積等促進計画の件について」は176筆すべて適当と認め、香川県農地機構へ異議なしと回答することと決定いたします。本日予定していました議案の審議は以上です。ありがとうございました。

その他の件

1. 水田活用の直接支払交付金における交付対象水田の見直しについて
2. 農業経営改善計画及び青年等就農計画の認定について
3. 農業委員会の適正な事務実施について
 - ・令和7年度最適化活動の目標の設定等（案）

4. その他

(1) 4月定例総会について

日時 令和7年4月21日（月）午後1時30分から
場所 三豊市危機管理センター3階 301・302会議室

(2) 定例農事相談について 【時間 13:30~16:00】

相談日	開催場所	相談委員	
4月7日（月）	危機管理センター1階 打合せコーナー1	高瀬町委員	高瀬町委員
		山本町委員	財田町委員

(3) 今後の予定

月日	会議名等	開催場所
3月25日（火） 13:30~	第8期三豊市農業委員会 初総会準備会	危機管理センター301・302会議室
4月1日（火） 15:30~	第8期三豊市農業委員会 任命書授与式・初総会	危機管理センター301・302会議室
4月4日（金） 13:30~	三豊市農地利用最適化推進委 員委嘱式・説明会	みとよ未来創造館3階大ホール

(4) 配布物

- ・農政情報3月号（NO.396）

閉会【午後3時40分】

以上、議事録の正確なることを証するため、下記に署名する。

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____